

子どもの家における指定管理者制度の運用に関する要望について（回答）

日頃から、子どもの家の運営にご理解、ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。平成29年10月14日付「子どもの家における指定管理者制度の運用に関する要望書」について、次のとおり回答致します。

1 協定締結までに利用者との協議期間を確保することについて

やまさき子どもの家に指定管理者制度を導入した時期は、保護者への十分な協議期間の確保ができず、大変申し訳ございませんでした。今後、指定管理者制度を導入していく施設については、余裕をもった協議期間を確保するよう努めてまいります。

2 休校日の開所時間を早めることについて

子どもの家の早朝利用については、保護者要望が多いことは認識しています。

そこで、平成30年度から早朝利用として、朝7時30分から開所することを検討しています。早朝利用開始に伴い、早朝利用料の徴収も併せて検討しています。

3 利用者ニーズに応え、柔軟運営を行うことについて

早朝利用の実施につきましては、条例改正を予定しています。条例改正の実施に伴い、指定管理施設を含め、市の施設全体が同じルールで運用することになります。原則的に指定管理期間については締結した協定の内容に沿って管理運営を行います。指定管理期間であっても協定の変更が必要な場合には柔軟に対応するよう努めてまいります。

4 保育の質を低下させない待機児童対策について

平成30年度から放課後かまくらっ子を開始し、3年間で市内小学校区すべて実施する予定です。放課後かまくらっ子では、学童保育を利用しない児童でも学校から直接子どもひろばに行き、午後5時まで（冬季は4時30分まで）自由に遊び、安全に過ごせる場を提供するとともに、地域の団体等の協力を得て実施する多様なプログラムを週に1回程度提供します。具体的な内容については保護者や学校関係者、地域の方々をメンバーとして運営協議会を設置し、検討していく予定です。また、放課後児童健全育成事業として実施する子どもの家については、現在の子どもの家同様「鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に則り、運営していきます。

子どもの家の運営及びお子様の健全な成長には保護者のご協力が不可欠です。今後とも保護者、市、指定管理者で連携し、お子様への支援につながりますよう、ご協力よろしくお願いたします。